

2025, Jul, 30

中古車お船積みに関しますご案内

新規荷主様 (Shipper / Consignee / Notify) のご登録について

平素より弊社サービスをご利用頂き厚く御礼申し上げます。

弊社ではBLの作成の際に、新規の Shipper様 Consignee様 Notify様 の場合、弊社システムへの登録が必要となります。

ご提出頂いた S/I 情報にもとづき、当方にて登録作業を進めて参りますが、必要な情報が不足している場合、弊社 Document Center (japan@service.hlag.com) よりお問い合わせのメールを差し上げることがございます。(# 1)

未登録の状態では書類作成作業を進めることができないため、誠に恐れ入りますが、以下の項目につきまして、予めご準備を頂けますようお願い申し上げます。

<ご登録時の必要事項>**会社名****住所 (Postal Codeも含めて)****電話番号****FAX番号 (お持ちの場合)****EMAIL address****TAXID (VAT/ CNPJ/ CPF/ RUT / NIT : 必要な向け地のみ)**

* 上記内容のお問い合わせに対しご回答頂いた内容は、弊社システムへのお客情報登録のために使用致します。
BL面上へ記載されるということではございません。(BL面上へ記載必須の向け地を除く)

(# 1) 弊社 Document Center (japan@service.hlag.com) からのメールについて
以下のアドレスからのメールにつきましては、弊社書類作成担当からのメールとなります。
受信された場合、ご回答頂きますようお願い致します。

例) メール タイトル: "SIQRY Missing info for Shipment: *** "**

* 書類作成作業をインドにて行っております。恐れ入りますが、英語でのご回答をお願い致します。

ご回答がない場合、書類作成作業を完了することができません。 早めにご回答を頂ければ幸いです。

2025, Jul, 30

補足事項：揚げ地側Consignee様の登録について

揚げ地側におけるConsignee様の登録状況につきまして、以下の通りご案内申し上げます。

Consignee様の登録が「**Invalid（無効）**」となっている場合、揚げ地にて再登録手続きが必要となるため、書類の作成および登録処理に時間を要する場合がございます。

また、再登録に際し、現地当局の要請により、**Certificateや現地での登録情報に関する書類の提出が求められる場合がございます。**

書類の提出が必要となった際は、弊社Document Center（japan@service.hlag.com）より別途ご連絡差し上げますので、速やかにConsignee様へご確認いただき、**日本側からも必要書類をご提出くださいますようお願い申し上げます。**

なお、書類が提出されない場合、登録未完了として扱われ、**揚げ地側にてマニフェスト情報の送信が正しく行われな
い可能性がございます。**

その結果、マニフェストの訂正や貨物搬出に遅延が生じ、追加費用等が発生した場合でも、弊社では責任を負いかねますので、あらかじめご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

ご不明点等がございましたら、担当窓口までお問い合わせください。

Hapag-Lloyd (Japan) K.K.